

大牟田・荒尾共同浄水場等第二期運営事業

実 施 方 針

令和7年7月10日

大牟田市企業局
荒尾市企業局

はじめに

大牟田市及び荒尾市（以下「両市」という。）は、大牟田・荒尾共同浄水場（以下「共同浄水場」という。）施設等整備・運営事業をD B O方式（Design Build Operate）により実施している。

共同浄水場施設等整備・運営事業は、平成 21 年 5 月から実施しており、このうちの 15 か年の運営事業が、令和 9 年 3 月 31 日に完了する。このため、両市では、令和 9 年 4 月 1 日より開始する、共同浄水場第二期運営事業（以下「本事業」という。）を実施することを予定している。本事業に関し、事業を実施する事業者の選定を行うに当たって、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めたので、次のとおり公表する。

第 1 事業内容に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

大牟田・荒尾共同浄水場等第二期運営事業

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類

- ア 共同浄水場
- イ 共同浄水場外施設
 - (ア) 上の原浄水場
 - (イ) 荒尾市中央水源地
 - (ウ) 大牟田市水道施設

(3) 公共施設等の管理者の名称

大牟田市企業管理者
荒尾市企業管理者

(4) 事業の目的

本事業は、良質な水の安定的かつ継続的な供給を行う共同浄水場及び共同浄水場外施設（上の原浄水場、荒尾市中央水源地、大牟田市水道施設）の維持管理を実施することを目的とする。また、本事業は、共同浄水場新設より 16 年目以降の 15 年間を事業期間としており、この間の共同浄水場の維持管理業務に基づく、既存設備の更新計画の立案と、同計画に基づく更新工事を行うものである。

(5) 対象施設及び対象業務

本事業の対象施設及び対象業務は、下記に列挙するとおりである。事業者は、共同浄水場及び共同浄水場外施設の維持管理を一体の事業として実施する。

また、両市は共同浄水場について水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 24 条の 3 に基づ

き、水道の管理に関する技術上の業務を事業者に委託すること（以下「第三者委託」という。）を予定しており、事業者は受託水道業務技術管理者を置き、共同浄水場の維持管理（運転・保守点検等）を行う。

詳細は、今後公表する募集要項等において示す。

ア 対象施設（以下「本施設」という。）

(ア) 共同浄水場

(イ) 共同浄水場外（大牟田市単独分）

清 里 水 源 …… 井戸9箇所及び清里総合ポンプ場

（2井は運転監視制御・点検、7井は点検のみ）

配 水 池 …… 延命配水池、勝立配水池、甘木配水池、四箇配水池の4箇所

ポ ン プ 場 …… 水源センター、四箇ポンプ場、黒崎団地加圧ポンプ場及び稲荷山団地ポンプ場の4箇所

水質モニター …… 藤田町、四山、南部浄化センター、龍湖瀬及び四箇湯谷の5箇所

そ の 他 …… 稲荷山配水施設、BC区減圧弁、今山減圧弁、大正流調局の4箇所

(ウ) 共同浄水場外（水質監視装置等）

上の原浄水場

荒尾市中央水源地

イ 対象業務（以下「本業務」という。）

(ア) 共同浄水場維持管理業務

a 運転管理業務

b 保守点検業務

（共同浄水場の運転管理に関わる荒尾市中央水源地及び上の原浄水場における水質計器並びに遠方監視設備の保守点検も含む。）

c 水質管理業務

d 修繕業務

e 消耗品調達管理業務

f 膜交換業務

g 薬品調達管理業務

h 光熱水燃料調達管理業務

i 浄水ケーキ有効利用業務

j 見学対応業務

k 保安業務

l 植栽管理業務

- m 清掃業務（施設清掃含む）
- n 業務終了時の引継ぎ業務
- o 災害及び事故対策業務
- (f) 共同浄水場外維持管理業務
 - a 運転管理業務
 - b 保守点検業務
（遠方監視制御設備の子局の保守点検を含む。）
 - c 消耗品調達管理業務
 - d 薬品調達管理業務（清里総合ポンプ場及び四箇ポンプ場の次亜塩素）
 - e 燃料調達管理業務（四箇ポンプ場の自家発電設備の燃料及び黒崎団地加圧ポンプ場の非常用エンジンの燃料）
 - f 植栽管理業務
 - g 清掃業務（池内の清掃は含まない）
 - h 保安業務
 - i 場外残留塩素等検査業務
- (g) 共同浄水場既存設備更新業務
 - a 長期更新計画策定業務
 - b 詳細設計業務
 - c 工事業務

(6) 事業方式

本事業は、共同浄水場における維持管理業務及び共同浄水場外の水道施設の維持管理業務を一括して委託するものである。共同浄水場の維持管理業務については第三者委託（包括委託）とし、共同浄水場外の水道施設の維持管理業務については、法定外委託とする。

(7) 事業期間

本事業は、契約締結の翌日から令和 24 年 3 月までを事業期間とする。なお、令和 9 年 3 月末日までは事業引継ぎ期間であり、次期事業者へのサービス対価の支払いは行わない。

(8) 事業スケジュール

事業のスケジュールは、以下のとおり予定している。

- (ア) 基本契約の締結 令和 8 年 4 月以降
- (イ) 事業契約の締結 令和 8 年 4 月以降
- (ウ) 事業引継期間 契約締結の翌日～令和 9 年 3 月
- (エ) 維持管理期間 令和 9 年 4 月～令和 24 年 3 月

(9) 留意事項

- ア 両市に対して一部異なるサービスを提供する事業であること
- イ 両市からサービス対価の支払いを受けること
- ウ 両市によるモニタリングを受けること
- エ 両市の要求が両立しないものがある場合は協議を行うこと

(10) 遵守すべき関係法令等

事業者は、本事業を実施するに当たり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例、規則、規程及びガイドライン等を含む）を遵守するものとする。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者の募集及び選定方法

(1) 事業者を求めるもの

本事業は、民間の経営能力及び技術的能力に期待し、共同浄水場における施設の更新、維持管理業務及び共同浄水場外の水道施設の維持管理業務を一括して委託するものである。事業者には、①共同浄水場維持管理に基づく効率的かつ効果的な浄水場既存施設の修繕業務及び更新工事、②一定の質を確保した安定的かつ継続的な水の供給及び③場外施設の効率的、安定的な維持管理を行うことを期待している。

(2) 事業者の選定方法

本事業における事業者の募集及び事業者の選定については、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により行うものとする。

なお、本事業の募集手続きは、以下のとおり実施することを予定している。詳細は、募集要項等において公表する。

ア 参加資格確認

参加資格の確認として、両市のプロポーザル参加資格有資格者であることや一定の実績を有することなどの形式面の確認を行う。

イ 提案内容の審査

上記アにおいて本事業を実施するために必要な資格を有すると確認された参加者から、具体的な業務の実施方法やサービスの対価の額等について提案を受け、これらの提案内容を総合的に評価した上で、最優秀提案者を決定する。なお、提案内容の審査は、書面での提出を受けるほか、ヒアリングを通じて行う。（ヒアリングの詳細は募集要項等において示す。）

(3) 委員会の設置

両市は、事業者の選定に際して、学識経験者等により構成される「大牟田市企業局 大牟田・荒尾共同浄水場等運営事業審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会は、参加者の提案内容の評価を行い、最優秀提案者を選定する。両市は、委員会の

選定結果をもとに事業者を決定する。

なお、委員会の委員（以下「委員」という。）は、募集要項等に示す。

2. 参加資格に関する事項

(1) 参加者の構成等

参加者の構成等は次のとおりとする。

ア 参加者は、単独企業（以下「参加企業」という。）又は複数の企業により構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）とする。

イ 参加グループを構成する企業数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担う必要がある。参加グループは構成員の中から代表企業1社を定め、代表企業が参加資格の申請及び参加手続きを行う。

ウ 参加グループは、本施設の更新計画の立案及び更新工事の設計等を行う企業（設計企業）、本施設既存設備の更新工事を行う企業（工事企業）並びに本施設の維持管理業務を行う企業（維持管理企業）を含む企業により構成されるSPC（第3 1.（2）で詳述）を組成する。

エ 参加グループは、参加表明書及び参加資格確認申請書の提出時に、代表企業及びその他の構成員（設計企業、工事企業及び維持管理企業）の企業名及び携わる業務について明らかにするものとする。

カ 参加資格確認のための申請書類（以下「参加資格確認申請書」という。）の提出後、参加の意思を表明した参加者の代表企業の変更、構成員の変更及び追加は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合に限り、構成員の変更を認めるものとする。

キ 参加企業及び参加グループの構成員は、他の参加グループの構成員となることはできない。

ケ 構成員全てがSPCに出資するものとする。

(2) 参加者の参加資格要件

ア 資格要件

(ア) 「大牟田市指名停止取扱要綱」及び「荒尾市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱」に基づく一般競争入札参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。

(イ) 次の法律の規定による申立又は通告がなされていない者であること。

a 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）

b 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）

(ウ) 参加資格確認基準日において、国税、県税及び市税に未納の税額がない者であること。

(エ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下に同じ。）又は暴力団もしくはその構成員の統制下にある者でないこと。

(オ) 暴力団の構成員及びその利益となる活動を行ったことがある者が含まれていないこと。

(カ) 本事業のアドバイザー業務に関わっている法人又はその関連会社でないこと。

本事業のアドバイザー業務受託者及び受託者の関係会社（受託者の発行済み株式総数の20%以上の株式を有し、又はその出資の20%以上の出資をしているか、若しくは受託者の代表権を有する役員を兼ねている企業等）は、本事業の事業者選定に係る参加企業、参加グループの一員となることはできない。なお、本事業に係る両市のアドバイザーは、以下のとおりである。

a 株式会社日水コン

b 三浦法律事務所

(キ) 本事業の審査委員の所属する企業又はその企業の子会社又は親会社であるもの以外の者であること。

イ 各業務の実施企業の資格要件

参加者の企業は、本事業を行うものとして、以下の(ア)～(ウ)の各項の要件を区分に応じ全て満たすこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることができる。

(ア) 設計企業

設計企業は、次の要件を満たすこと。

- ・技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道の資格を有する者で、技術士法（昭和58年法律第25号）に定めるものをいう。）が1名以上在籍していること。
- ・国内において、日量5千 m^3 以上（公称能力）の浄水能力を有する浄水場（水道）の設計実績、および計画給水人口5万人以上の事業体におけるアセットマネジメント検討に基づく水道施設更新計画策定業務実績を有すること。

(イ) 工事企業

工事企業は、次の要件を満たすこと。なお、本業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。

- ・大牟田市若しくは荒尾市の令和7年度一般競争入札資格者名簿（建設工事）に登録されていること。
- ・参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）【最新のもの】の総合評定値（P点）が機械器具設置工事について1,000点以上、及び電気工事について1,000点以上であること。

(ウ) 維持管理企業

維持管理企業は、次の要件を満たすこと。

- ・国内において、日量1万 m^3 以上（公称能力）の浄水能力を有する浄水場（水道）の運転管理が5年以上の実績を有すること。なお、夜間若しくは休日のみの維持管理実績、

及び排水処理のみの維持管理実績は、実績として認めない。

- ・水道技術管理者（水道法第 19 条に定める者をいう。）の資格を有する者が 1 名以上、受託水道業務技術管理者として S P C に在籍し、共同浄水場に専任で常駐（平日日中勤務とする）すること。

（3）参加資格確認基準日及び参加者が資格要件を喪失した場合の取り扱い

- ア 参加資格の確認基準日は、参加資格確認申請書の提出期限の最終日とする。
- イ 代表企業の交代は認めない。
- ウ 参加資格の確認基準日の翌日から参加書類の提出までの間、参加者の構成員が第 2 2.（2）のプロポーザル参加資格を欠くに至った場合、当該参加者はプロポーザルに参加することができない。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合に限り、第 2 2.（2）の参加要件に該当する構成員と変更しプロポーザルに参加することを認めるものとする。
- エ 参加書類の提出の翌日から最優秀提案者決定日までの間、参加者の構成員が第 2 2.（2）の参加資格を欠くに至った場合、両市は当該参加者を最優秀提案者決定の審査対象から除外する。ただし、第 2 2.（2）の参加資格要件に該当する構成員と変更し審査対象とすることを認めるものとする。
- オ 最優秀提案者決定日から事業委託契約の締結日までの間に、参加者の構成員が第 2 2.（2）の参加資格を欠くに至った場合、両市が認めた場合においては、当該グループは失格とならず、当該事業者決定に影響はないものとして取り扱うものとする。

3. 入札保証金

入札保証金は免除する。

4. 事業者選定のスケジュール等

（1）事業者選定のスケジュール

事業者選定に当たってのスケジュールは、以下のとおり予定している。

実施事項	日程
実施方針の公表	令和 7 年 7 月 10 日（木）
実施方針に関する質問、意見の受付開始	令和 7 年 7 月 10 日（木）
実施方針に関する質問、意見の受付締切	令和 7 年 7 月 24 日（木）
実施方針に関する質問に対する回答の公表	令和 7 年 8 月 18 日（月）
要求水準書（案）の公表	令和 7 年 8 月中旬（予定）
募集要項等の公表	令和 7 年 9 月中旬（予定）

募集要項等に関する質問の受付開始	令和7年9月中旬(予定)
現地見学	令和7年9月中旬～令和7年末(予定)
募集要項等に関する質問の受付締切	令和7年10月上旬(予定)
募集要項等に関する質問に対する回答の公表	令和7年11月上旬(予定)
参加表明書及び参加資格確認申請書の受付	令和7年11月下旬(予定)
参加資格確認結果の通知	令和7年12月上旬(予定)
提案書類の受付	令和8年1月上旬(予定)
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和8年2月下旬(予定)
最優秀提案者決定・公表	令和8年3月上旬(予定)
最優秀提案者との事業委託契約の締結	令和8年4月以降

(2) 実施方針に関する質問等

ア 実施方針に関する質問、意見の受付及び回答公表

実施方針に関する質疑応答は以下の要領により行う。

(ア) 実施方針に関する質問、意見受付

a 受付期間

令和7年7月10日(木)から令和7年7月24日(木)午後5時まで

b 提出方法

質問、意見の内容を簡潔にまとめ、実施方針に関する質問書(様式1)、意見書(様式2)に記入の上、電子メールで提出のこと。その際の着信確認は送信者の責任において行う。

なお、ファイル形式は Microsoft Excel 又はそれと互換性のある形式とし、PDF等は不可とする。

あて先は、後記第8「8 本事業に関する問い合わせ先」のとおりである。

(イ) 回答の公表

令和7年8月18日(月) 予定

実施方針に関する質問に対する回答は、本事業に係る両市のホームページを通じて行うものとする。提出された意見は、原則として公表しない。

なお、回答に当たっては質問者を匿名化する。

大牟田市のホームページ

【URL:<https://www.city.omuta.lg.jp/list01157.html>】

荒尾市のホームページ

【URL:<https://www.city.arao.lg.jp/index.html>】

第3 事業委託契約等に関する事項

1. 契約の締結等

(1) 基本契約の締結

両市は、選定事業者と基本契約を締結する。

(2) 特別目的会社（SPC）の設立

選定事業者は、維持管理業務を実施するため、業務委託契約の締結前までに、維持管理業務を実施する事業者であるSPCとして、会社法に定める株式会社を設立する。SPCの登記上の本店所在地は、福岡県大牟田市若しくは熊本県荒尾市とする。参加企業及び参加グループの構成員は全員出資を行うこととし、構成員以外からの出資は認めない。代表企業の株式保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。

また、SPCの株主が株式を譲渡その他の方法により処分する場合には、事前に両市の承諾を得なければならない。

なお、SPCとする既存の会社における定款に記載された事業目的が本事業の目的に合致しており、かつ、参加企業及び参加グループの構成企業のうち出資予定企業全てが当該会社の本議決権株主であるとともに、それ以外の者が本議決権株主となっていないときは、選定事業者が新たにSPCを設立することを求めない。

(3) 業務委託契約の締結

両市とSPCは業務委託契約を締結する。

(4) 次順位者との交渉

両市は、選定事業者が基本契約および業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合には、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加者のうち、順位が上位であった者から当該業務委託について交渉を行うことができる。

2. 本事業で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方

(1) リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年総理府公示第11号）に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する。」との考えに基づきリスクを分担する。リスクを最もよく管理することができる者とは、業務を担う当事者であると考えられることから、両市が行う業務に係るリスクは両市が負担し、事業者が担う業務に係るリスクは事業者が負担することを原則とする。ただし、不可抗力などの当事者の責に帰すことのできないリスクについては、この限りでない。

(2) 本事業で予想されるリスク

本事業で予想されるリスクについて、両市と事業者の分担概略を別紙1にリスク分担表として示すが、原則として募集要項等の公表時に添付する業務委託契約書（案）に詳細に規定する。

3. 両市による事業の実施状況のモニタリング

両市は、事業者が提供する業務内容の確認及び事業者の財務状況の把握等を目的にモニタリングを行う。

(1) モニタリングの内容

両市は、事業者が行う業務について定期的に確認を行うとともに、事業者の財務状況についても確認する。

事業者の実施する業務内容の水準が両市で定める水準を下回ることが判明した場合、両市は業務内容の速やかな改善を求めるとともに、業務の未達成の度合いに応じてサービスの対価の減額等を行う。事業者は、両市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

また、事業者が提出する財務諸表をもとに本事業を円滑に推進しうる財務状況であるかを確認する。

なお、詳細なモニタリングの方法、内容及びサービスの対価の減額基準等については、募集要項等において明らかにする。

(2) モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用のうち、両市が実施するモニタリングに係る費用は両市が負担する。事業者自らが実施するセルフモニタリングに係る費用は、事業者の負担とする。

4. サービスに対する対価の支払い

両市は、事業契約に従い、維持管理業務及び更新業務に対し、その対価を支払う。サービスの対価に係る考え方は別紙2のとおりである。なお、詳細は募集要項等の公表時に示す。

第4 業務実施に関する事項

1. 対象業務の水準

事業者は、事業期間中、両市が満足する内容のサービスを提供することが求められる。本事業に要求するサービスの水準は、業務要求水準書において示すものとする。

2. 施設等の仕様

(1) 共同浄水場施設諸元

項目	内容
水源	菊池川
取水量	菊池川白石取水場における計画最大取水量は大牟田市 20,000m ³ /日、荒尾市 8,000m ³ /日の計 28,000m ³ /日である。その後、上の原浄水場で沈澱処理を行い、本事業の共同浄水場地点における計画最大導水量は 26,040 m ³ /日→26,100m ³ /日である。
浄水能力	共同浄水場における計画最大浄水量は下記のとおりであるが、公称計画最大浄水量は 26,100m ³ /日である。 (大牟田市 18,600m ³ /日、荒尾市 7,440m ³ /日、計 26,040m ³ /日)
計画給水量	25,200m ³ /日 (大牟田市 18,000m ³ /日、荒尾市 7,200m ³ /日)
処理方式	膜ろ過方式
浄水施設	膜ろ過設備、活性炭処理設備及び浄水池等
排水処理施設	排水池、排泥池、濃縮槽、天日乾燥床
送水施設	大牟田用送水ポンプ設備 (送水先：延命配水池、勝立配水池) ^{注1)} 延命配水池 HWL+55.50m、LWL+45.50m 勝立配水池 HWL+93.00m、LWL+85.0m 荒尾用送水ポンプ設備 (送水先：中央水源地着水井) 中央水源地着水井 WL+8.58m

注1) 共同浄水場から大牟田市の延命配水池及び勝立配水池への送水量は次表のとおりである。

配水池	計画最大配水量 (m ³ /日)	送水施設	計画最大送水量 (m ³ /日)
延命配水池	14,700	共同浄水場	8,300
		清里ポンプ場	6,400
勝立配水池	9,700	共同浄水場	9,700
甘木配水池	21,500	福岡県南水道企業団	21,500
計	45,900	—	45,900

(2) 物品

受託事業者は、共同浄水場に備え付けられている物品(机、椅子、ロッカー等)を使用できる。

第5 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約及び事業契約に付帯する事業計画の解釈について疑義が生じた場合、両市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。また、事業契約及び事業契約に付帯する事業計画に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 本事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

両市は、事業者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及び実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復することができなかった場合は、両市は事業契約を解除することができるものとする。詳細については事業契約において規定する。

2. その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業契約に規定する事由ごとに、その責任の所在による改善等の対応方法に従う。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点で想定される、税制上の措置としては、施設の整備及び運営における、事業者による両市所有財産の無償使用がある。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、両市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努めるが、事業者に対し、補助及び出資等の支援は行わない。

3. その他の支援に関する事項

両市は、事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で協力を行うものとする。

第8 その他本事業の実施に関し必要な事項

1. 本事業に係る情報の提供方法

本事業に係る情報の提供は、両市のホームページを通じて行うものとする。

2. 実施方針の変更

実施方針は、公表後に事業者から受付けた質問及び意見等を踏まえ、募集要項等の公表までの間にその内容の変更を行うことがある。変更を行った場合は、両市のホームページ等を通じて公表する。

変更の内容が重大で、その後の事業者選定スケジュール及び事業スケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールも合わせて公表するものとする。

3. プロポーザルの成立

プロポーザルは、参加者が1者となった場合も行うことができる。

4. プロポーザルの中止等

競争入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠意な行為等により事業者の選定を公正に

執行できないと認められる場合、又は競争性を確保し得ないと認められる場合は、プロポーザルの執行延期、再募集又はプロポーザルの中止等の対処を図る場合がある。

5. プロポーザル参加に当たっての費用の負担

参加に当たっての費用は、すべて参加者の負担とする。

6. 提出書類への取扱い

(1) 著作権

参加者から提出された提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、両市は、本事業の公表及びその他必要と認める場合、最優秀提案者の提案書の一部又は全部を無償で使用する事ができる。

また、両市は、最優秀提案者選定結果の公表に必要な範囲で最優秀提案者以外の参加者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。

(2) 提出書類の返却

参加者から提出された書類は返却しないものとする。

(3) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った参加者が負うものとする。

7. 環境への配慮

事業提案に当たっては、次のとおり環境への配慮に留意するものとする。

- ア 省資源に配慮すること。
- イ 省エネルギーに配慮すること。
- ウ 地球温暖化ガスの排出抑制に配慮すること。
- エ 周辺の生活環境（騒音等）に配慮すること。
- オ 周辺の景観に配慮すること。

8. 本事業に関する問合せ先

大牟田市企業局 施設課

所在地 〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

電話 0944-41-2850

F A X 0944-41-2842

電子メール e-houkatu01@city.omuta.fukuoka.jp